

令和7年度 美原高校 生徒心得

総 則

本校生徒としての誇りと品位を保ち、教養を高め、社会での自己の使命を自覚し、心身共に健全な 個性の確立につとめる。

1. 校則を守り、学業に専念し各々その本分を尽くす。
2. 高潔で豊かな人生観と旺盛な実践力を培い、人格の向上を図る。
3. 相互に信愛の念をもって接し、個人としての人格を尊重し、言葉遣い行動において、常に礼を失することのないよう心掛ける。
4. 意見の対立は公正な手段により解決し、決して暴力に訴えてはならない。

風 紀

1. 服装は質素・清楚を旨とし、ぜいたく華美に流れないこと。
(服装規定は別に定める)
2. 飲酒・喫煙及び同席や酒・煙草の所持、それらを幫助する行為・補助する物品の所持を禁止する。
- 3.ライターやナイフ等の危険物の所持を禁止する。
4. 暴力行為や威圧的言動、恐喝、恫喝、いじめやそれにつながる行為等は禁止する。
5. 公共物、備品及び他人の所有物を故意に破損・汚損すること、また一切の落書きを禁止する。
6. 青少年健全育成条例に基づき、入場を禁止された場所への出入りや、保護者の許可のない夜間・深夜・早朝の外出、宿泊等を禁止する。
7. 運転免許を取得する場合は保護者の許可を得ること。
8. 一切の賭博行為を禁止する。
9. 携帯電話等の通信機器類や電子機器類等の校内での使用、校舎内（下足室は除く）への持込を禁止する。
校外での所持は原則、鞆の中とし、校外での使用については周囲に迷惑がかからず、安全が確保できる場所、状態での使用に限る。(校内・校外での所持・使用に関する規定は別に定める)
10. 個人情報（住所や生年月日、経歴、身体的特徴、思想信条等、特定の個人を認識できるもの）の取り扱いには最大限の注意を払うこと。また、自身の意図に関わらず、許可（同意）なく他人の個人情報の漏洩や流出へと繋がる一切の行為を禁止する。
11. 人権を侵害する行為は厳に慎むこと。
12. その他、生徒の本分にもとる行為や法律、条例、公序良俗に違反する行為等を禁止する。(怠学・考査時の不正・盗み・その他の不正行為等)

通 学

1. 原則、自力通学とし、学校に届け出た通学方法・経路で通学すること。保護者等の送迎は認めない。
何らかの理由で送迎が必要な場合は事前に学校の許可を得ること。
2. 始業時刻は8時35分、下校時刻は17時とする。
3. 始業から終業までは許可なしに外出してはならない。止むを得ず外出するときは、担任または生活指導部に届け、許可を得ること。
4. 下校時刻以降に居残るときは、関係の先生の付添いを必要とする。

5. 下校途中は寄り道せず、速やかに帰宅すること。
6. 休日は特別に許可された場合を除き登校しないこと。登校する場合はきちんと制服を着用すること。
7. 通学に原付・自動二輪・ペダル付き原動機付自転車・自動車・電動キックボード等の使用を禁止する。
8. 自転車通学は許可された者のみとし、通学にあたっては交通法規を遵守すること。許可を受けた者は必ず許可証を貼り、指定された置場に自転車を置くこと。自転車通学者の許可のない傘の校内持込は禁止する。

校内の生活

1. 学校施設の利用

- ①校舎・校具等の公共物を使用するときは、事前に管理責任者の許可を得て使用し、使用後は 原状回復に努め、使用終了の報告を速やかに行うこと。
- ②公共物は大切に扱い、過って破損または汚損したときは、直ちに担任に届けること。

2. 所持品

- ①自分の所持品には学年・組とともに記名し、不必要な物品(装身具、化粧品、マンガ本、ドライヤー・ポット等の家電製品等)は持参しないこと。貴重品の管理は自分で気を付けること。特に必要な場合は担任に預けること。
- ②金品の貸借をしないこと。
- ③金品を失ったり、拾得をしたりした時は、直ちに担任又は生活指導部に届けること。

3. 生徒ロッカーの使用については次の点に留意すること。

- ①ロッカー内は常に清潔にしておく。
- ②教科書その他、本来毎日持ち帰るべきものを入れない。
- ③学校生活に不要な物品を入れない。
- ④施錠を完全にしておく。
- ⑤他人のロッカーや錠には手をふれない。

4. その他

- ①各時間の始業の合図が鳴ったら、静かに決められた席に着席すること。
- ②掲示・放送等で伝達された事項を理解し、学習および校内活動に支障のないよう注意すること。

校外での生活

1. 校外でも、本校生徒としての自覚と誇りと責任をもって行動すること。
2. 夜間の外出は止むを得ない場合にとどめ、保護者に行先、帰宅時間を知らせておくこと。
3. 旅行をするときは必ず保護者の許可を受けること。なお旅行の際には、責任ある同行者をともなうこと。
4. アルバイトは推奨しない。経済的理由等によりやむを得ずアルバイトをしなければならない場合は、保護者の承諾を得て行うこと。アルバイト等を理由に学校や行事、補講等を欠席・遅刻・早退することは認めない。また、学校はアルバイトに関する一切の責任を負わない。

服装等に関する規定

本校指定の服装を次の通りに定める。

1. 制服：本校指定の制服を着用すること。

《A 服》 上 着：学校指定。濃紺織生地の詰襟型 5 つボタン（丈は臀部が隠れる長さ）。学校指定シャツ（学年色マークの刺繍入り）を着用していること。指定の半袖または長袖シャツ（学年色マークの刺繍入り）を着用し、裾はズボンの中に入れること。

ズボン：上着と同じ学校指定。濃紺織生地のストレートズボン。

《B 服》 上 着：学校指定。濃紺織生地のブレザー 2 つボタン。学校指定シャツ（学年色マークの刺繍入り）に指定のリボン。指定の半袖または長袖シャツ（学年色マークの刺繍入り）を着用し、指定のリボンを付け、裾はスカートの中に入れること。

スカート：上着と同じ学校指定、濃紺織生地のもの（丈は膝が隠れる長さで裾に刺繍が入っている）。

ズボン：上着と同じ学校指定スラックス。

《共通》 ベスト・セーター（購入は自由）：学校指定のもの（学年色マークの刺繍入り）で、気温・体調等を考慮して一年を通して着用してもよい。

2. 校章：制服上衣の左襟につけること。

3. 防寒具については次のように定める。

①着用方法：防寒着の内には学校指定の制服上着を着用すること。

②帽子、マフラー、オーバーコート等については華美でないものを通学用として着用してもよいが、校舎内では着用しないこと。

③学校指定のベスト・セーター（購入は自由）の着用については制服の下に正しく着用のこと。

4. 制服を変形させないこと。やむを得ない事情で制服以外の服を着用する必要がある場合は、異装届に理由を書いて生活指導部で許可を受け、常に許可証を携帯しておくこと。

5. 頭髮は常に清潔清楚で自分の自然な髪を大切にすること。自分の自然な髪色に戻す目的以外の毛染めや脱色・パーマ・エクステ等の髪質を変える行為は禁止する。また、ワックス・スプレーその他の整髪料の使用も禁止する。

6. カラーコンタクト・アイプチ・まつ毛エクステその他の化粧や、ピアス・ネックレス・ブレスレット・指輪などの装身具で身を飾ったりしないこと。

7. 登下校の靴に関して、安全に自転車に乗車できるもの、歩きやすいものを用いること。校舎内では指定された上履きを着用すること。